

岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為調査等委員会規程

平成29年3月31日
保環研第335号の3

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程(平成29年3月保環研第335号)第4条第2項に基づき、不正行為調査等委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究所の研究活動における不正行為の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関すること。
- 二 その他不正行為の防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程(平成29年3月保環研第335号)第3条第1項に定める統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、健康福祉政策課管理調整監をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、下記の者とする。

- 一 委員長が指名する部長又は食品安全検査センター長
- 二 その他、最高管理責任者が必要と認めた者で、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究所において行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。